

脆性亀裂アレスト設計に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編

鋼船規則検査要領 C 編

改正理由

IACS 統一規則 S33(Rev.1)には、板厚が 50mm を超える極厚鋼板が使用されるコンテナ運搬船に関する要件が規定されており、同要件中には、脆性破壊防止対策として、板厚が 50mm を超え 100mm 以下の極厚鋼板を使用する場合の脆性亀裂アレスト設計に関する要件も規定されている。

しかしながら、板厚が 80mm を超える鋼板をアレスト鋼として使用する場合の脆性亀裂アレスト特性に関する統一的な要件はこれまでになく、各船級が個別に取り扱っていた。

そのため、IACS において、板厚が 80mm を超える鋼板をアレスト鋼として使用する場合の脆性亀裂アレスト特性に関する議論が行われ、2019 年 12 月に IACS 統一規則 S33(Rev.2)として採択された。

このため、IACS 統一規則 S33(Rev.2)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

板厚が 80mm を超える鋼板をアレスト鋼として使用する場合の脆性亀裂アレスト特性に関する要件を規定した。

改正条項

鋼船規則 C 編 32.13.1, 32.13.2, 32.13.4, 32.13.5

鋼船規則検査要領 C 編 C32.13.3, C32.13.4, C32.13.5